

法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根拠条項	第3条
許認可等の種類	食鳥処理の事業の許可
法令の定め	<p>(食鳥処理の事業の許可)</p> <p>第3条 食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の申請手続き)</p> <p>第4条 前条の許可を受けようとする者は、その食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>二 食鳥処理場の名称及び所在地</p> <p>三 処理する食鳥の種類</p> <p>四 食鳥処理場の構造及び設備の概要</p> <p>2 前項の申請書には、食鳥処理場の図面その他厚生労働省令で定める事項を記載した図書を添付しなければならない。</p> <p>施行規則第1条 食鳥処理場の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）第4条第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 食鳥処理場の平面図</p> <p>二 食鳥処理を行うための機械の配置図</p> <p>三 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要</p> <p>四 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数</p> <p>五 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業及び専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）以外の水を使用する食鳥処理場にあつては同法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の規定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し</p> <p>六 法人にあっては、登記簿の謄本</p> <p>施行細則第2条 法第4条第1項の申請書の様式は、別記第1号様式とする。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 都道府県知事は、第3条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 この法律またはこの法律の基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>二 第8条又は第9条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号に該当する者があるもの</p> <p>2 都道府県知事は、第3条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>施行規則第2条 法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 認定小規模食鳥処理業者の当該認定に係る食鳥処理場（法第3条の許可と同時に法第16条第1項の認定を受けようとする者の当該許可の申請に係る食鳥処理場を含む。）の構造又は設備に係る法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず別表第2のとおりとする。</p>
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	(認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場) 総期間 27日（注：休日は含まない）

	經由機関 7日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所） 処分機関 20日（保健福祉部健康安全局食品衛生課） （認定小規模食鳥処理場） 総期間 20日（注：休日を含まない） 經由機関 日 処分機関 20日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課）
処分担当課	（認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場） 保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5262） （認定小規模食鳥処理場） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
申請先等	（認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所 （認定小規模食鳥処理場） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根拠条項	第6条
許認可等の種類	食鳥処理の事業の変更の許可
法令の定め	<p>(食鳥処理の事業の許可)</p> <p>第3条 食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 都道府県知事は、第3条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 この法律またはこの法律の基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>二 第8条又は第9条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号に該当する者があるもの</p> <p>2 都道府県知事は、第4条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>施行規則第2条 法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 認定小規模食鳥処理業者の当該認定に係る食鳥処理場（法第3条の許可と同時に法第16条第1項の認定を受けようとする者の当該許可の申請に係る食鳥処理場を含む。）の構造又は設備に係る法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず別表第2のとおりとする。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第6条 第3条の許可を受けた者（以下「食鳥処理業者」という。）は、同条の許可に係る食鳥処理場（以下単に「食鳥処理場」という。）の構造又は設備を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>施行規則第3条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>一 食鳥処理に使用する機械の変更</p> <p>二 照明装置の変更</p> <p>三 食鳥処理場内の水道配管の変更</p> <p>(食鳥処理場内の構造又は設備の変更の許可の申請手続き)</p> <p>施行細則第4条 法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請は、別記第3号様式の申請書によってしなければならない。この場合において、申請者は、申請書に食鳥処理事業許可証を添えなければならない。</p>
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	<p>(認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場)</p> <p>総期間 27日（注：休日は含まない）</p> <p>経由機関 7日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所）</p> <p>処分機関 20日（保健福祉部健康安全局食品衛生課）</p> <p>(認定小規模食鳥処理場)</p> <p>総期間 20日（注：休日は含まない）</p> <p>経由機関 日</p> <p>処分機関 20日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政</p>

	室（地域保健室）生活衛生課
処分担当課	（認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場） 保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5262） （認定小規模食鳥処理場） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
申請先等	（認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所 （認定小規模食鳥処理場） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根 拠 条 項	第15条第1項、第2項及び第3項
許 認 可 等 の 種 類	生体検査、脱羽後検査及び内臓摘出後検査
法令の定め	<p>(食鳥検査)</p> <p>第15条 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。</p> <p>2 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査（以下「脱羽後検査」という。）を受けなければならない。</p> <p>3 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜きとたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査（以下「内臓摘出後検査」という。）を受けなければならない。</p> <p>4 前3項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。</p> <p>一 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 潤滑油の付着その他厚生労働省令で定める異常</p> <p>5 食鳥処理業者は、その食鳥処理場の構造及び設備が厚生労働省令で定める要件に適合するときは、第2項の規定にかかわらず、内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受けることができる。</p> <p>6 前2項に定めるもののほか、第1項から第3項までに規定する検査（以下「食鳥検査」という。）は、厚生労働省令で定める方法及び手続により行う。</p> <p>7 食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜きとたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、第12条第6項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。</p> <p>(廃棄等)</p> <p>第19条 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい若しくは食鳥肉又は第16条第5項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい若しくは食鳥肉等について厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。</p> <p>第20条 都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜きとたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜きとたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。</p> <p>二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。</p> <p>三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。</p> <p>(検査すべき疾病又は異常の範囲)</p> <p>施行規則第25条 法15条第4項第2号又は第3号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第6のとおりとする。</p>

(検査方法の特例の要件)

施行規則第26条 法第15条第5項厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 トロリーの間隔が15センチメートル以上のオーバーヘッドコンベアを設置すること。
- 二 食鳥中抜きとたいの裏面を望診できる鏡を検査場所の適当な位置に設置すること。

(食鳥検査の方法及び手続き)

施行規則第27条

- 一 食鳥検査は、十分な自然光線又は適正な人工光線の下で行う。
 - 二 生体検査(法第15条第1項の検査をいう。以下同じ。)は、とさつ前に、その食鳥の生体の状況について望診をし、同条第4項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥について一羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。
 - 三 脱羽後検査は、脱羽(食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。)の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況について望診及び触診をし、法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。
 - 四 内臓摘出後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜きとたいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜きとたいについて更に検査をし、判定することにより行う。
 - 五 食鳥検査の終了後、検査を行った食鳥の種類、品種、羽数、産地及び検査結果を記録する。
- 2 法第15条第6項の厚生労働省令で定める手続は、食鳥検査を受けようとする食鳥処理業者が、食鳥処理場ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 食鳥をとさつしようとする年月日
 - 三 食鳥検査を受けようとする食鳥の種類、品種、羽数及び産地

(確認の方法、確認基準及び食鳥検査の簡略化の方法)

施行規則第28条 食鳥処理衛生管理者による法第15条第7項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認は、当該食鳥処理場において現に食鳥検査を行っている食鳥検査員(第49条に定める者をいう。以下同じ。)又は検査員(法第25条第2項に規定する厚生労働省令で定める要件を備える者をいう。以下同じ。)の監督を受けて次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。

- 一 脱羽後検査に係る確認にあっては、脱羽の後、1羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況
- 二 内臓摘出後検査に係る確認にあっては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、1羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜きとたいの体壁の内側面の状況

2 法第15条第7項の厚生労働省令で定める基準は、別表第7のとおりとする

3 法第15条第7項の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法の簡略化は1羽ごとの食鳥とたいの体表の状況についての望診及び触診の一部並びに1羽ごとの内臓及び食鳥中抜きとたいの体壁の内側面の状況についての望診及び触診の一部を省略することにより行うものとする。

(措置)

施行規則第33条 食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)に係る第19条に規定する措置は、次のとおりとする。

一 生体検査の結果に基づく措置

イ 別表第9に掲げる疾病又は異常(湯漬過度及び放血不良を除く。)を有すると判断された食鳥にあっては、とさつを禁止するとともに、当該食鳥の廃棄又は食用に供することができないように措置する(以下「廃棄等の措置」という。)

ロ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常(別表第9に掲げる疾病又は異常を除く。)を有すると判定された食鳥にあっては、生体検査に合格したすべての食鳥のとさつの終了後にとさつし、脱羽後検査の結果に基づき次号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置(同条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合にあっては、その結果に基づき第3号イ、ロ若しくはハのいずれかに掲げる措置。ハにおいて同じ。)

ハ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常(湯漬過度及び放血不良を除く。)を有する疑いがあると判断された食鳥にあっては、生体検査に合格した

	<p>すべての食鳥のとさつの終了後にとさつし、脱羽後検査の結果に基づき次号イ、ロ若しくはハのいずれかに掲げる措置又は更に検査をすることにより生体検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置</p> <p>二 脱羽後検査の結果に基づく措置（法第15条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合を除く。）</p> <p>イ 別表第9に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥とたいにあってはその内臓の摘出を禁止するとともに、当該食鳥とたいの廃棄等の措置</p> <p>ロ 法第15条第4項各号に掲げる疾病又は異常（別表第9に掲げる疾病又は異常を除く。）を有すると判定された食鳥とたいにあっては、脱羽後検査に合格したすべての食鳥とたいの内臓の摘出の終了後にその内臓を摘出し、内臓摘出後検査の結果に基づき次号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置</p> <p>ハ 法第15条第4号各号に掲げる疾病又は異常を有する疑いがあると判断された食鳥にあっては、脱羽後検査に合格したすべての食鳥とたいの内臓の摘出の終了後にその内臓を摘出し、内臓摘出後検査の結果に基づき次号イ、ロ若しくはハのいずれかに掲げる措置又は更に検査をすることにより脱羽後検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置</p> <p>三 内臓摘出後検査の結果に基づく措置（法第15条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合を除く。）</p> <p>イ 別表第9に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥肉等にあっては、その全部の廃棄等の措置</p> <p>ロ 別表第10の上欄に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥肉等にあっては、その同表の下欄に掲げる部分の廃棄等の措置</p> <p>ハ 法第15条第4号各号に掲げる疾病又は異常を有する疑いがあると判断された食鳥にあっては、更に検査をすることにより、脱羽後検査（同条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に行う場合に限る。）及び内臓摘出後検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置</p>						
審査基準	<p>法令の定める他、次の通知による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食鳥検査実施要領について <p>平成4年3月30日衛乳第70号 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知</p>						
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>1日（注：休日は含まない。精密検査を要する場合は精密検査に要する期間を加算する）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日（ ）</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>1日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所）</td> </tr> </table>	総期間	1日（注：休日は含まない。精密検査を要する場合は精密検査に要する期間を加算する）	経由機関	日（ ）	処分機関	1日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所）
総期間	1日（注：休日は含まない。精密検査を要する場合は精密検査に要する期間を加算する）						
経由機関	日（ ）						
処分機関	1日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所）						
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所						
申請先等	同上						
問い合わせ先	同上						
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm						

法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根拠条項	第16条第1項
許認可等の種類	確認規程の認定
法令の定め	<p>(確認規程の認定)</p> <p>第16条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第5項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜きとたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況(次条第3号から第5号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況)について、確認規程(第2項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定める方法に従つて、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。</p> <p>(法第16条第1項の政令で定める数)</p> <p>施行令第22条 法第16条第1項の政令で定める数は、食鳥処理業者(法第6条第1項に規定する食鳥処理業者をいう。以下同じ。)が法第16条第1項の認定を受けようとする日の属する年度(その年の4月1日から翌年の3月31日まで(当該認定を受けようとする日が1月から3月に属するときは、その年の前年の4月1日からその年の3月31日まで)の間をいう。)において30万とする。ただし、食鳥処理業者が当該年度において法第3条の許可を受けた場合にあつては、2万5千に当該許可を受けた日の属する月から当該年度の3月までの月数(当該許可を受けた日の属する月が3月であるときは、1とする。)を乗じて得た数とする。</p> <p>(確認規程の記載事項及び適合基準)</p> <p>施行規則第29条 法第16条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第16条第5項の確認の方法</p> <p>二 法第16条第5項の確認の手順(食鳥処理の方法及び手順との関連を含む)</p> <p>三 法第16条第5項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項</p> <p>四 食鳥処理衛生管理者の関与の方法</p> <p>2 法第16条第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第16条第5項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあつては別表第8に、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜きとたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては、別表第7に掲げる確認項目ごとにそれぞれ同表の基準に適合するか否かについて適切に行へること。</p> <p>二 法第16条第5項の確認の方法及び手順が、当該食鳥処理業者の食鳥処理をしようとする食鳥の種類及び羽数並びに法第2条第5号に掲げる食鳥処理の形態並びに食鳥処理の方法その他の業態からみて適切であること。</p> <p>三 法第16条第5項の確認の結果の記録及びその保存方法が、適切であること。</p> <p>四 法第16条第5項の確認が、食鳥処理衛生管理者により適切に行われること。</p> <p>(確認規程の認定の申請手続き)</p> <p>施行細則第11条 法第16条第1項の規定による確認規程の申請又は同条第2項の規定による確認規程の変更の認定の申請は、別記第10号様式の申請書によつてしなければならない。この場合において、確認規程の変更の認定を申請する者は、申請書に次条の規定により交付を受けた確認規程認定証を添えなければならない。</p>
審査基準	法令の定めによる

標準処理期間	総 期 間 経由機関 処分機関	14日（注：休日は含まない） 日（ 14日（各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政 室（地域保健室）生活衛生課）
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課	
申請先等	同上	
問い合わせ先	同上	
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm	

法 令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
根 拠 条 項	第16条第2項
許 認 可 等 の 種 類	確認規程の変更の認定
法令の定め	<p>(確認規程の認定)</p> <p>第16条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第5項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）は確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜きとたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況（次条第3号から第5号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況）について、確認規程（第2項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定める方法に従つて、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。</p> <p>(法第16条第1項の政令で定める数)</p> <p>施行令第22条 法第16条第1項の政令で定める数は、食鳥処理業者（法第6条第1項に規定する食鳥処理業者をいう。以下同じ。）が法第16条第1項の認定を受けようとする日の属する年度（その年の4月1日から翌年の3月31日まで（当該認定を受けようとする日が1月から3月に属するときは、その年の前年の4月1日からその年の3月31日まで）の間をいう。）において30万とする。ただし、食鳥処理業者が当該年度において法第3条の許可を受けた場合にあつては、2万5千に当該許可を受けた日の属する月から当該年度の3月までの月数（当該許可を受けた日の属する月が3月であるときは、1とする。）を乗じて得た数とする。</p> <p>(確認規程の記載事項及び適合基準)</p> <p>施行規則第29条 法第16条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第16条第5項の確認の方法</p> <p>二 法第16条第5項の確認の手順（食鳥処理の方法及び手順との関連を含む）</p> <p>三 法第16条第5項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項</p> <p>四 食鳥処理衛生管理者の関与の方法</p> <p>2 法第16条第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第16条第5項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあつては別表第8に、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜きとたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては、別表第7に掲げる確認項目ごとにそれぞれ同表の基準に適合するか否かについて適切に行えること。</p> <p>二 法第16条第5項の確認の方法及び手順が、当該食鳥処理業者の食鳥処理をしようとする食鳥の種類及び羽数並びに法第2条第5号に掲げる食鳥処理の形態並びに食鳥処理の方法その他の業態からみて適切であること。</p> <p>三 法第16条第5項の確認の結果の記録及びその保存方法が、適切であること。</p> <p>四 法第16条第5項の確認が、食鳥処理衛生管理者により適切に行われること。</p> <p>(確認規程の認定の申請手続き)</p> <p>施行細則第11条 法第16条第1項の規定による確認規程の申請又は同条第2項の規定による確認規程の変更の認定の申請は、別記第10号様式の申請書によってしなければならない。この場合において、確認規程の変更の認定を申請する者は、申請書に次条の規定により交付を受けた確認規程認定証を添えなければならない。</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 66~67

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
根拠条例	第17条
許可等の種類	許可証等の再交付
法令の定め	(許可証等の再交付) 第17条 食鳥処理業者又は届出食肉販売業者は、この規則により交付を受けた許可証、認定証又は届出済票を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。 2 前項の申請は、別記第16号様式の申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、申請書を破り、又は汚した当該許可証、認定証又は届出済票を添えなければならない。 3 食鳥処理業者又は届出食肉販売業者は、許可証、認定証又は届出済票の再交付を受けた後において、失った許可証、認定証又は届出済票を発見したときは、直ちに、知事にこれを返納しなければならない。
審査基準	当該処分は、許可等を受けた者から再交付申請に対する応答であり、現に許可等有効であることをもって申請を受理し、交付の決定を行うものであることから、当分の間、審査基準は設定しない。
標準処理期間	1 許可証の再交付 (認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場) 総期間 21日(注:休日は含まない。) 経由期間 7日(各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所) 処分期間 14日(保健福祉部健康安全局食品衛生課) (認定小規模食鳥処理場) 総期間 14日(注:休日は含まない。) 経由期間 一日() 処分期間 14日(各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課) 2 認定証及び届出済票の再交付 総期間 14日(注:休日は含まない。) 経由期間 一日() 処分期間 14日(各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課)
処分担当課	1 許可証の再交付 (認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場) 保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話011-204-5262) (認定小規模食鳥処理場) 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課 2 認定証及び届出済票の再交付 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
申請先等	1 許可証の再交付 (認定小規模食鳥処理場以外の食鳥処理場) 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課・食肉検査課又は食肉衛生検査所 (認定小規模食鳥処理場)

	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 2 認定証及び届出済票の再交付 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No.101

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令												
根拠条項	第1条												
許認可等の種類	食鳥処理衛生管理者養成施設の登録												
法令の定め	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (養成施設の登録)</p> <p>第一条 都道府県知事は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下「法」という。)第十二条第五項第三号の養成施設の登録を行う場合には、入所の資格、修業年限、受講科目その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。 (登録の申請)</p> <p>第二条 法第十二条第五項第三号の養成施設の登録を受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書とその施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (養成施設の登録の基準)</p> <p>第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十二号。以下「令」という。)第一条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第四項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。</p> <p>二 別表第五の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を一科目以上履修させ、その単位数の合計が二十二単位以上であること。</p> <p>三 前号に掲げる科目及び別表第六に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が四十単位以上であること。</p> <p>四 原則として食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)別表の第二欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。 (登録の申請手続)</p> <p>第九条 令第二条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <p>一 養成施設の名称及び所在地</p> <p>二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日</p> <p>三 養成施設の長の氏名及び住所</p> <p>四 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別</p> <p>五 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別</p> <p>六 入学定員</p> <p>七 入学資格及び時期</p> <p>八 修業年限</p> <p>九 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録</p> <p>十 校地及び校舎の図面及び配置図</p> <p>十一 学則</p> <p>十二 その他参考となるべき事項</p>												
審査基準	法令の定めによる												
標準処理期間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">総 期 間</td> <td style="width: 30%;">日・月</td> <td style="width: 40%;">(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>經由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)	經由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	日・月	()
総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)											
經由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	日・月	()											
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)												
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)												
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)												
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm												

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

No.102

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令		
根拠条項	第 5 条		
許認可等の種類	食鳥処理衛生管理者養成施設の登録の取消し		
法令の定め	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (登録の取消し)</p> <p>第五条 都道府県知事は、登録養成施設が第一条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>(登録取消しの申請)</p> <p>第六条 登録養成施設について、都道府県知事の登録の取消しを受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (添付書類)</p> <p>第十二条 令第六条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <p>一 登録の取消しを受けようとする理由</p> <p>二 登録の取消しを受けようとする予定期日</p> <p>三 在学中の生徒があるときは、その措置</p>		
審査基準	法令の定めによる		
標準処理期間	総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)		
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)		
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm		

No.103

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令												
根拠条項	第8条												
許認可等の種類	食鳥処理衛生管理者講習会の登録												
法令の定め	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (講習会の登録)</p> <p>第八条 法第十二条第五項第四号の講習会の登録を受けようとするときは、その実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、その講習会の実施地の都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (講習会の課程)</p> <p>第十四条 法第十二条第七項の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するものでなければならない。</p> <p>一 次のイからへまでに掲げる科目を教授し、その時間数が当該イからへまでに掲げる時間数以上であること。</p> <p>イ 公衆衛生学概論 四時間 ロ 食鳥検査関係法令 四時間 ハ 家きん解剖・生理学 二時間 ニ 家きん疾病学 六時間 ホ 食鳥肉衛生学 六時間 へ 関連法令 二時間</p> <p>二 講師は、学校教育法に基づく大学において前号イからへまでに掲げる科目に相当する学科を担当している者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。</p> <p>三 学校教育法に基づく中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は第六条各号に掲げる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。</p> <p>四 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により課程修了の認定を適切に行うものであること。</p> <p>(登録の申請手続)</p> <p>第十五条 令第八条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書)及び次の事項を記載した書面を添えて、当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 二 令第九条各号のいずれかに該当する事実の有無 三 法人にあっては、役員の氏名、住所及び略歴 四 講習会場の名称及び所在地 五 実習を行う場所の名称及び所在地 六 講習会の実施期間及び日程 七 受講予定人員 八 講習科目及び時間数 九 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数</p>												
審査基準	法令の定めによる												
標準処理期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総 期 間</td> <td style="width: 20%;">日・月</td> <td style="width: 50%;">(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経 由 機 関</td> <td>日・月</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">)</td> </tr> <tr> <td>協 議 機 関</td> <td>日・月</td> </tr> <tr> <td>処 分 機 関</td> <td>日・月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日・月</td> </tr> </table>	総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)	経 由 機 関	日・月)	協 議 機 関	日・月	処 分 機 関	日・月		日・月
総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)											
経 由 機 関	日・月)											
協 議 機 関	日・月												
処 分 機 関	日・月												
	日・月												
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)												
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)												
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)												
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm												